

大學令中改正ノ件 (昭和十八年一月二十日 勅令第四十號)

大學令中左ノ通改正ス

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ二年トス

大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學豫科ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若ハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ第十三條第二項ノ改正規定ニ拘ラズ大學豫科ニ入學スルコトヲ得

(參照)

大正七年^{十二月六日}勅令第三百八十八號、大學令抄

錄

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者

ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者

トス

文部省の學校規制地域の決定

國土計畫の重要な一環をなす大都市人口疎散の方針に照應し、文部省に於いては昭和十八年一月、京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域を以て「學校規制地域」と定め、原則として今後高等諸學校の新設及び擴張を抑制することとし、特に東京及大阪兩市の各舊市域に對しては中等學校の新設も許さざることとなつた。但し時局下緊喫の工業關係諸學校又は特別の事由あるものに對しては例外的處置が考慮せられてゐる。

なほ右方策決定に關し新聞發表の形式を以て行はれたる文部大臣談を掲ぐれば左の如くである。

學校規制地域に關する暫定措置に

付て (昭和十八年一月二十二日 文部大臣談)

近時京濱、京阪神、中京及北九州關門の所謂四大工業地域は人口の集中する趨勢甚しく爲めに之等の地域に於ては學校教育の運営上遺憾の點が尠くなく殊に戰時下に於て之等の地域に今後無制限に教育施設を設くることは防空上の觀點からも適當でないと思はれるので今回右の四地域を學校規制地域と定め原則として高等諸學校の同地域内に於ける新設及擴張を抑制することとし又東京市及大阪市の各舊市域内に於ては中等學校を新に設置することを制限すると云ふ暫定的措置を講ずることとなつた。本措置は來る二月一日より實施されることになつて居り今後文部省の學校設立等に對する認可の重要な方針の一として運用せらるゝもので

あるが、學校規制地域内に絶対に學校の新設を認めないといふのではなく時局の緊急の需要に應ずる爲めに必要な知識技能を教育するもの又は特別の事由あるもの等に付ては其の設置の途を開いてゐる。

要するに今回の措置は暫定的のものではあるが國土計畫の見地に基いて學校の適正な配置を圖る目的に出づるのであるから今後高等諸學校の設置等の場合は成べく學校規制地域外に於て行ふことが希望される。

昭和十七年度米實收高の發表

昭和十七年度米實收高につき農林省の發表するところを掲ぐれば以下の如くである。

昭和十七年度米實收高 (農林省發表)

昭和十七年に於ける米實收高は六千七百七十七萬五千八百三十二石にしてこれを前年實收高に比すれば千六百八十八萬七千六百六十一石(二割一分二厘)を、前五箇年平均實收高に比れば三百三十五萬二千六百八十三石(五分三厘)を増加せり、而してその作付面積は三百十八萬三千六百三十三町九段にして全國平均一段歩實收高は二石一斗に當る。

蓋し本年の稻作は天候概して適順にして、移植は概ね順調に行はれたり、その後は六月中旬より高温多照にして適雨に恵まれ稻の生育一般に良好なりしも、七月に入り關東以西においては寡雨のため一部に旱魃を示せる地方を生ぜり、然るに八月上旬より幸に時々降雨あり、且氣温上昇し日照また多かりしため、全國的に良好なる生育を遂げつゝありたり、偶々八月下旬颱風ありその被害は九州および中國の數